

養護老人ホーム	}	各施設 施設長 様
特別養護老人ホーム		
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所		
指定障害者支援施設		
療養介護事業所		
救護施設		
乳児院		
児童心理治療施設		

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療保険課長
(公印省略)

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について（照会）

このことについて、施設と併設されている病院又は診療所（以下「併設医療機関」という。）の医師及び基準省令により施設に配置されている医師（以下「配置医師」という。）が当該施設に入所している患者に対して行った診療については、診療報酬として算定できない項目があります。

つきましては、貴施設の情報を把握し、関係機関に対して周知する必要がありますので、下記によりご回答くださいますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。添付しております『回答票』は、関係通知とともに、本県ホームページ《<https://www.pref.ehime.jp/h20180/kokuho/haichiishi.html>》において掲載しております。適宜様式をダウンロードのうえ、電子メール等にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、算定できない項目につきましては、会計検査での指摘が続いており、医療機関から保険者に対して返還金も発生しております。別添関係通知をご確認いただくとともに各配置医師に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 回答内容 別紙様式『回答票』のとおり
※令和3年4月1日現在の状況で作成をお願いします
- 2 回答方法 電子メール、郵送又はFAX
- 3 提出先 裏面記載の担当までご提出をお願いします。
- 4 回答期限 令和3年5月28日（金）
※新型コロナウイルス感染症対策等で期限までの回答が困難である場合は、別途ご相談ください。

5 関係通知等

- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号、改正：令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 4 号）
- ・「「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」の運用上の留意事項について」（平成 18 年 4 月 24 日保険局医療課事務連絡）

【担 当】

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

医療保険課（医療係 二宮）

〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2

TEL:089(912)2438 FAX:089(912)2439

Mail:iryohoken@pref.ehime.lg.jp